(水 産 課)

平成 25 年 2 月 22 日

第 12572 号 (金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

次 目

告 示

生活保護法に基づく指定医療機関の診療所の廃止の届 (厚生政策課) 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同 介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させ る機関の指定 (同) 2 生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称の変 更の届出 (同) 生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の 廃止の届出 (同 2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療 (同 所の廃止の届出 2 介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指 3 (同 介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当 させる機関の指定 (同 3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業 所の名称の変更の届出 同

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅 (同) 介護事業所の廃止の届出 漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認

公

特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課) 5 土地改良区の清算人退任公告 5 (経営対策課) 県営土地改良事業に係る換地処分公告 (同 5) 委託業務に係る企画提案の募集公告 (競馬総務課) 5 都市計画の変更案の縦覧公告 (都市計画課) 7 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 同) 8

公安委員会

石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 8

告 示

石川県告示第54号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を廃止した 旨の届出があった。

平成25年 2 月22日

石川県知事 正

	名 称					尔			所 在	地	廃止年月日	
医	療	法	人	社	寸	熊	野	医	院	輪島市鳳至町下町49		平成24年12月31日

石川県告示第55号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機 関を次のとおり指定した。

平成25年 2 月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

J	居 宅 介 護	事 業 者	居宅介護	事 業 所	指 定
名	称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年月日
株式会社	白寿	野々市市御経塚3丁目	訪問介護ステーション	野々市市御経塚3丁目	平成25年
		79	白寿	79	2月5日
有限会社	北国福祉医療	河北郡津幡町字倉見力	小規模多機能ホーム 愛	河北郡津幡町字倉見ヨ	平成25年
開発		199 - 3	の風	42番地 1	2月8日

石川県告示第56号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成 を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年2月22日

平成 25 年 2 月 22 日 (金曜日)

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護支	援事業者	居宅介護支	援事業所	指定
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年月日
ケアパートナー株式会社	東京都港区港南2丁目	ケアパートナー野々市	野々市市二日市町29街	平成24年
	16番 1 号		区8番	7月1日

石川県告示第57号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護 機関から、次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成25年 2 月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護	事 業 者		居宅介護事業所			
名 称	主たる事務所 の 所 在 地		名 称	所 在 地	変 更 年月日	
医療法人社団 洋和	野々市市新庄2丁	新	あんじん	野々市市新庄2丁	平成24年	
会 目10番地			あんじん金沢	目30番地	4月1日	
"	"		あんじん通所リハビリテーション	,,,		
"	"	旧	あんじん金沢	"	"	
株式会社 グリーン	白山市知気寺町り	新	グリーンライフ	白山市知気寺町り	平成25年	
ライフ 44番地 1			株式会社 グリーンライフ	44番地 1	1月1日	

石川県告示第58号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護 機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成25年2月22日

石川県知事 谷 本 正

居	宅 介 護	事 業 者	居宅介護	事業所	廃止
名	称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年月日
社会福祉法人	はまなす	羽咋郡志賀町赤住八の	はまなす園富来訪問入浴	羽咋郡志賀町酒見河原	平成20年
会		4番地1	センター	51番地	1月22日

石川県告示第59号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4

項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療 機関から、次のとおり診療所を廃止した旨の届出があった。

平成25年2月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

	名 称			所	在	地	廃止年月日						
医	療	法	人	社	寸	熊	野	医	院	輪島市鳳至町下町49			平成24年12月31日

石川県告示第60号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介 護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年2月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

	居宅介護	事 業 者	居 宅 介 護	事 業 所	指定
名	称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年月日
株式会社	白寿	野々市市御経塚3丁目	訪問介護ステーション	野々市市御経塚3丁目	平成25年
		79	白寿	79	2月5日
有限会社	北国福祉医療	河北郡津幡町字倉見力	小規模多機能ホーム 愛	河北郡津幡町字倉見ヨ	平成25年
開発		199 - 3	の風	42番地 1	2月8日

石川県告示第61号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定により、介 護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年2月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護支	援事業者	居宅介護支	援事業所	指定
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年月日
ケアパートナー株式会社	東京都港区港南2丁目	ケアパートナー野々市	野々市市二日市町29街	平成24年
	16番 1 号		区8番	7月1日

石川県告示第62号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する 同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成25年2月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護	事 業 者		居宅介護事業所			
名 称	主たる事務所 の 所 在 地		名	称	所 在 地	変 更 年月日
医療法人社団 洋和	野々市市新庄2丁	新	あんじん		野々市市新庄2丁	平成24年
会	目10番地	旧	あんじん金沢		目30番地	4月1日
"			あんじん通所リハし	ビリテーション	,,,	,,
"	"	旧	あんじん金沢		"	"

株式会社 グリーン白山市知気寺町り新グリーンライフ白山市知気寺町り平成25年ライフ44番地1旧株式会社 グリーンライフ44番地11月1日

石川県告示第63号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成25年2月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介証	事業者	居宅介護	事業所	廃止
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年月日
社会福祉法人 はまなす	羽咋郡志賀町赤住八の	はまなす園富来訪問入浴	羽咋郡志賀町酒見河原	平成20年
会	4番地1	センター	51番地	1月22日

石川県告示第64号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成25年2月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 狼煙加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市狼煙町への部80番地 山崎 政夫 珠洲市狼煙町への部88番地 前田 律太郎

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区 (狼煙町及び川浦町の区域に限る。)

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則 (昭和39年農林省令第35号) 第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成25年 1 月28日

2 珠洲北部加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市高屋町24字37番地 藤谷 頼人 珠洲市清水町1字82番地 和田 裕

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区 (高屋町、笹波町、石神町、馬緤町、大谷町、 長橋町、片岩町、清水町及び仁江町の区域に限る。)

(3) 区分

総トン数2.5トン以上の漁船により、主としてはえなわを使用して営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則 (昭和39年農林省令第35号) 第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成25年1月28日

告 公

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申 請があった。

平成25年2月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日 平成25年2月8日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 たんぽぽ
- 3 代表者の氏名

名藤 康成

- 4 主たる事務所の所在地 金沢市御供田町口30番地3
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、人と人との触れ合いの場を通じ自己表現できる場を提供することにより、 一人ではないことに気づき、自らの生き方に可能性を信じ積極的に社会参画していくことができる社会の実現に寄 与することを目的とする。

土地改良区の清算人退任公告

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり 土地改良区の清算人が退任した旨の届出があった。

平成25年2月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

佐々木町土地改良区

Е	Ŧ	台	 3	Æ	È	所	退任年月日
山	本	隆	之	小松市佐久	7 木町イ201番地		平成25年 1 月29日
岡	田	秀	広 隹	# 佐ぐ	7 木町イ258番地		"
坂	下		隆	// 軽消	専町ソ60番地 1		"
山	上	重	幸	# 佐ぐ	7木町イ175番地甲		"
東	出	浩	_	# 佐ぐ	7 木町イ137番地		"

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処 分を行った。

平成25年2月22日

石川県知事 谷 本 正

事 業 名	地 区 (工区) 名	換地処分年月日
県 営 ほ 場 整 備 事 業	犬 丸 梯 地 区	平成25年 2 月15日
(経営体育成型)	八 九 物 垣 △	十10人25年 2 月 15日

委託業務に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の提出を募集する。

平成25年2月22日

石川県知事 谷 本 正

第12572号

憲

1 業務の概要

(1) 業務名

平成25年度金沢競馬実況放送業務

(2) 業務の内容

金沢競馬における集客及び売得額の一層の向上を図るための、効果的かつ効率的な実況放送の実施

- 2 参加資格及び評価基準
- (1) 参加資格
 - ア 平成21年4月1日から平成25年2月21日までの期間において競馬実況放送の実績のあるアナウンサーを2名 以上有し、金沢競馬開催日に1名を配置できる者であること。なお、複数の事業者により構成された共同企業 体の参加も認めることとし、その場合は、共同企業体においてこれを満たす者であること。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、共同企業 体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。
 - ウ 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争 入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基 づき、平成24年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。なお、共同企業体の場合 は、全ての構成員がこれを満たす者であること。
 - エ 指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者で
 - オ 石川県暴力団排除条例 (平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力 団 (以下「暴力団」という。) ではないこと及び以下に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、 全ての構成員がこれを満たす者であること。
 - (ア) 役員等 (個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締 結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」 という。以下同じ。) である者
 - (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴 力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に 暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (2) 評価基準
 - ア 実況放送に関する考え方及び実施方法
 - イ レース展望放送に関する考え方及び実施方法
 - ウ ファンサービスに関する考え方
 - エ 運営組織及び執行体制のあり方 (アナウンサーに不測の事故等が発生した場合の危機管理等)
 - オ アナウンサーの技術力
 - カ 業務実施に係る金額及び経費積算の妥当性
- 3 募集要項の交付場所等
- (1) 交付場所

〒920 - 3105 金沢市八田町西 1 番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

電話番号 (076) 258 - 5761 FAX番号 (076) 258 - 4291

(2) 交付期間

平成25年2月22日(金)から同年3月1日(金)まで

- 4 企画提案書の提出場所等
- (1) 提出場所

〒920 - 3105 金沢市八田町西 1 番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

電話番号 (076) 258 - 5761 FAX番号 (076) 258 - 4291

(2) 提出期限

平成25年3月15日(金)午後5時までに、(1)の提出場所へ持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は、 提出期限内必着とする。)。

5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案書について、2(2)の評価基準に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定するものであり、提 出のあった企画提案書に基づく各提案者からのプレゼンテーション及び審査会を経て、選定するものとする。選考 結果については、平成25年3月下旬(予定)に各提案者に通知するものとする。

なお、契約は、選定された企画提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行った上で締結する。ただ し、当該契約は、その業務に係る予算についての議会の議決が必要であり、当該予算が議会で議決されなかった場 合は、締結しない。このことについて、参加者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

6 その他

- (1) 質問については、4(1)の提出場所において、平成25年3月1日(金)午後5時まで受け付けるものとする。な お、質問は、文書によるものとし、書面の持参若しくは郵送、FAX又は募集要項で定める電子メールによる提 出により行うこと。
- (2) 4(2)の提出期限までに提出のあった企画提案書については、後日、各提案者によるプレゼンテーションを行う ものとする。

なお、これについて出席、提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とするほか、提出書類は、返却し ないこととする。

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり 都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を平成25年2月22日から同年3月8日まで縦覧に供する。 平成25年2月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
小松都市計画都市計画区域の整備、	小松都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び小松
開発及び保全の方針		市都市創造部まちデザイン第1課
小松都市計画区域区分	小松市泉町、下牧町、園町、丸内町、宝	
	町、沖町、白江町、島町、南陽町、上荒	"
	屋町及び下粟津町の各一部	
加賀都市計画道路	山代温泉桔梗丘四丁目及び山代温泉南町	石川県土木部都市計画課及び加賀
(3・4・22号山代駅山中線)	の各々の一部	市建設部都市計画課
能美都市計画都市計画区域の整備、	能美都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び能美
開発及び保全の方針		市産業建設部都市計画課
能美都市計画区域区分	能美市赤井町、西任田町、五間堂町、中	
	庄町、福岡町、西二口町、中ノ江町、高	
	坂町、根上町、下ノ江町、浜開発町、大	
	成町、大成町一丁目、大成町二丁目、大	
	成町三丁目、福島町、吉原町、吉原釜屋	
	町、大浜町、中町、浜町、道林町、山口	"
	町、能美一丁目、能美二丁目、能美三丁	"
	目、寺井町、小長野町、大長野町、小杉	
	町、末信町、牛島町、佐野町、泉台町、	
	湯谷町、石子町、末寺町、秋常町、新保	
	町、三道山町、吉光町、東任田町及び和	

8

田町の各全部並びに粟生町の一部

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、加賀市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成25年 2 月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
山中都市計画道路	工川 <u>月</u> 十十如初末社画钿及75加架末建筑如初末社画钿
(3・5・6号加美谷線)	石川県土木部都市計画課及び加賀市建設部都市計画課

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第20号

石川県公安委員会が行う交通の規制 (昭和47年石川県公安委員会告示第48号) の一部を次のように改正する。 平成25年2月22日

石川県公安委員会

別表第2 (一方通行の指定) 金沢西警察署管内の表27の項を次のように改める。

27	主 要 地 方 道金沢田鶴浜線	金沢市粟崎町4丁目199番地1先から 金沢市粟畸町4丁目199番地1先まで (粟崎浜町交差点)	約 30 メートル	終日	車両	内灘町方向から近岡町に至る方向
----	-----------------	---	--------------	----	----	-----------------

別表第9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 小松警察署管内の表に次のように加える。

22		` *	0	_	小松市矢田野井6番地3先から	4夕	457 F00 4 L II
33	三	追	0	5	小松市蓮代寺町二乙65番地先まで	称	約7,500メートル

別表第9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 2以上の警察署管内にまたがる表15の項を次のように改める。

					小松市八幡口23の1番地先から			約4,960 (小松署
15	玉	道	8	号	能美市大長野町19番地先まで	終	日	約4,290、寺井署
					能 大川 八尺 野 岬 「7 田 地 儿 & C			約670) メートル

別表第10の2 (普通自転車の歩道通行部分) 2以上の警察署管内にまたがる表に次のように加える。

	古 亜 地 方 道	金沢市広岡 2 丁目12番27号先(広岡交差点)から	普 通	約1,635 (金沢東
		金沢市西念4丁目1919番地先(西念中交差点)まで	自転車	署約700、金沢西
	並八山時洪然	並が中日心41日1919年地元(日心中文を点)よし		約935) メートル

別表第11 (最高速度の指定) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

227	÷ `*	金沢市西泉6丁目206番地1先から	約 900	毎時30キロ	<i>44</i> □	車両 (けん引	を
221	中 追	金沢市西泉3丁目37番地2先まで	メートル	メートル	終口	除く。)	

別表第11 (最高速度の指定) 金沢中警察署管内の表175の項を次のように改める。

175	市道準幹線	金沢市泉3丁目6番30号先から	約 1,030	毎時30キロ	49 🗆	車両 (けん引	を
175	509 号 泉 町 線	金沢市野町4丁目6番13号先まで	メートル	メートル	終口	除く。)	

別表第11 (最高速度の指定) 大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

182	主要地方道山中伊切線、市道、区道	(1) 加賀市片山津温泉モ4番地10先 (2) 加賀市片山津温泉乙71番地1先 (3) 加賀市片山津温泉乙65番地8先 (4) 加賀市片山津温泉乙11番地21の 1 先 (1)から(4)までの場所を結ぶ線に囲ま れた区域内の道路	約 1,020 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引 除く。)	を
183	主要地方道	加賀市潮津町ユ14番地先から	約 690	毎時30キロ	終日	車両 (けん引	を
100	山中伊切線	加賀市片山津温泉モ4番地10先まで	メートル	メートル	w< L	除く。)	

別表第11 (最高速度の指定) 大聖寺警察署管内の表11の項を次のように改める。

11	主要地方道山中 伊切線、県道	加賀市片山津町セ2番地先から 加賀市片山津温泉乙11番地21の1先	約 1,400 メートル	毎時30キロ	終日	車両 (けん引	を	
	片山津山代線	まで	メートル	メートル		陈く。)		

別表第11 (最高速度の指定) 寺井警察署管内の表13の項を次のように改める。

40	主要地方道	 能美市大長野町ト40番地1先から	約 2,680	毎時50キロ		車両(原動機付自
13	小松鶴来線	能美市寺井町や28番地先まで	メートル	メートル	終日	転車及びけん引 を除く。)

別表第11 (最高速度の指定) 2以上の警察署管内にまたがる表14の項を次のように改める。

14	県道松任寺井線	白山市福留町467番地 1 先から 能美市三道山町チ32番地先まで	約 5,670 (白山署 約1,950、 寺井署約 3,720) メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
----	---------	--------------------------------------	--	----------------	----	-------------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 津幡警察署管内の表に次のように加える。

186	市道宇気23号線	かほく市宇気イ12番地 1 先から	約 970	毎時40キロ		車両 (原動機付自
		かほく市横山ノ44番地 1 先まで	メートル		終日	転車及びけん引
		7 IC CHINE TO THE COLOR				を除く。)

別表第13 (車両通行帯) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

	主要地方道金沢田鶴浜線	金沢市粟崎町4丁目199番地1先から	2	約 30
99		金沢市粟崎町4丁目199番地1先まで		#y 30 ∀ – ► II.
	並八山時洪林	(内灘町方向から粟崎浜町交差点に至る方向)		\\\\\

別表第14 (進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

			金沢市粟崎町4丁目199番地1先から				道路の左側端から数えて			
	EE	主要地方道	金沢市粟畸町4丁目199番地1先まで	約 30	2	44 🗆	1番目の車両通行帯は左			
55	55	金沢田鶴浜線	田 鶴 浜 線 (内灘町方向から粟崎浜町交差点に至 メ			終日	折、2番目の車両通行帯			
			る方向)				は直進			

10 平成 25 年 2 月 22 日 (金曜日)

石 川 県 公 報

第12572号

別表第20 (停止禁止部分の指定) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。										
10	石川県金沢港湾 事務所管理道路 粟 崎 大 浜 線	金沢市粟崎浜町 1 番地 2 先	終	車	両					
別表第	別表第1 (信号機の設置場所) 金沢西警察署管内の表260の項を次のように改める。									
260		削	除							
	32 (一方通行の指	定) 金沢西警察署管内の表28								
28		削	<u></u> 除							
別表第	[4 (指定方向外進	行禁止) 小松警察署管内の表	50、51、143の項を次のように改める	,						
50		削	除							
51										
143										
別表第10の2 (普通自転車の歩道通行部分) 金沢東警察署管内の表1の項を次のように改める。										
1		削	除							
別表第	別表第15 (路側帯) 白山警察署管内の表9の項を次のように改める。									
9		—————————————————————————————————————	 除							